

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月12日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社アーバネットコーポレーション

【英訳名】 URBANET CORPORATION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 信治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部
経理部 シニアマネージャー 高野 眞二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区二番町5番地6

【電話番号】 03-3512-5005

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部
経理部 シニアマネージャー 高野 眞二

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第13期 第3四半期 累計期間	第14期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第14期 第3四半期 会計期間	第13期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	9,227,954	3,567,082	1,687,917	2,451,751	10,592,863
経常利益 (千円)	114,102	113,751	70,630	417,900	98,886
四半期(当期)純利益 (千円)	113,026	109,096	68,369	417,663	97,573
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	705,083	705,083	705,083
発行済株式総数 (株)	-	-	44,286	44,286	44,286
純資産額 (千円)	-	-	980,205	1,014,560	966,359
総資産額 (千円)	-	-	4,386,485	5,855,800	3,816,983
1株当たり純資産額 (円)	-	-	23,057.51	23,763.27	22,693.52
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	2,946.96	2,569.75	1,610.43	9,838.02	2,478.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2,920.93	2,546.17	1,594.21	9,710.40	2,442.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	1,500
自己資本比率 (%)	-	-	22.3	17.2	25.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,944,671	1,349,716	-	-	3,635,721
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,006	171,627	-	-	28,812
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,626,951	1,380,071	-	-	3,279,436
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	1,306,387	1,250,498	1,391,771
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	-	-	27〔1〕	22〔4〕	26〔1〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	22〔4〕
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、不動産開発事業を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当社は、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、当第3四半期会計期間における販売実績を事業内容別に示すと、次のとおりであります。

事業内容	内 訳	前第3四半期会計期間 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日		当第3四半期会計期間 自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	
		販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
不動産開発販売	マンション・戸建住宅の開発販売及び事業用地の仕入販売	757,243	44.9	2,399,723	97.9
不動産仕入販売	新築残戸物件等（他社開発物件）の仕入販売	893,678	52.9	37,462	1.5
その他	不動産賃貸等	36,994	2.2	14,565	0.6
合計		1,687,917	100.0	2,451,751	100.0

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 不動産開発販売事業における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、分譲用マンションは、個人客への販売となりますので、物件名と販売戸数で表示しております。

相手先	前第3四半期会計期間 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日		当第3四半期会計期間 自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
グランアジュール大倉山（44戸）	-	-	1,578,640	64.4
アジュールコフレ三軒茶屋（11戸）	-	-	508,292	20.7
アジュールコフレ渋谷神泉（5戸）	-	-	215,024	8.8
(株)明和（注2）	601,039	35.6	97,765	4.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前第3四半期会計期間において、主な相手先であった(株)明和住販は、平成23年2月2日付で(株)明和に社名変更しております。

- 4 不動産仕入販売事業における主な物件別の販売実績及び当該実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、新築残戸物件は、個人客への販売となりますので、物件名と販売戸数で表示しています。

相手先	前第3四半期会計期間 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日		当第3四半期会計期間 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
クリオ柏(2戸)	-	-	37,462	1.5
グランアジュール都筑ふれあいの丘(24戸)	723,495	42.9	-	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項につきましては、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- (1) 当第3四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。
- (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社はリスタート計画に基づき着工を一時凍結した結果、前事業年度には再着工しているものの、建設工事の竣工時期や販売時期が融資を受けた当初時点の計画から変更されているため、資金融資元である金融機関に当初約定期限での返済履行が困難なプロジェクト借入金が依然として存在しております。したがって、当第3四半期会計期間末においても、前事業年度末と同様に将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が発生していると認識しております。

当社はこのような状況に対応するため、金融機関と適時に情報交換を行うとともに必要に応じて事前に個別協議を行っており、開発・販売期間等を考慮した返済期限延長の方向で、基本的な認識を得ております。

上記のとおり、当社は重要な疑義を生じさせるような事象または状況に対して必要と思われる対応を行っており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような不確実性はないものと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項につきましては、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第3四半期におけるわが国経済は、一部に景気の持ち直しの兆しが見られたものの、雇用情勢等について改善には至っておらず、企業の設備投資意欲の低迷や個人消費の落ち込みが続くなど、依然として先行き不透明な状況が続く、企業をとりまく環境は厳しい状況で推移いたしました。

このようななか、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の未曾有の被害は、全容がまだ明らかになっておらず、現在も大きな余震が続いていることに加え、原子力発電所被災問題が長期化するな

か、放射能汚染への不安感も解消されておりません。また、東日本大震災による発電量の大幅な減少は、東日本経済に大きな打撃を与えており、特にこの夏場の電力不足への対応に対する不安もあり、日本経済の先行きは不透明な様相を深めております。

被災された皆様には心からのお見舞いと一日も早い地域の復興を祈る次第であります。

当社の事業領域であります不動産業界におきましては、リーマンショック後の金融機関の当業界に対する新規融資への厳格な姿勢は堅持されるなか、住宅税制の優遇措置や住宅版エコポイント制度等の経済対策や不動産価格の調整進展により、個人消費者向けの新築マンション市場や戸建て市場においては、平成23年2月までは比較的堅調に回復してまいりました。

しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、少なくとも震災後の3月における企業活動は停止状態となり、震災を受けた日本銀行の金融緩和強化策の影響も不透明ななか、被災地外でも発生した土地液状化等による個人の住宅に対する消費マインドの変化など、今後の影響が懸念されております。また、今回の震災の影響による建設資材や電力の不足による今後の工事期間の長期化や建設費用の増加も危惧されるところであります。

このような事業環境にありまして、当社は第12期(平成20年7月～平成21年6月)に立案したリスタート計画を着々と推進し、当期である第14期(平成22年7月～平成23年6月)には、投資用ワンルームマンションから計画変更・再着工した分譲用コンパクトマンション『アジュールコフレ三軒茶屋』・『アジュールコフレ渋谷神泉』をいずれも当第3四半期に完成し、現在分譲販売が進行しております。

一方、リスタート計画の最終目的である金融機関からの新規開発融資につきましても、第13期(平成21年7月～平成22年6月)下期より2行、第14期上期には1社3行からの新規開発融資をいただき、当第3四半期においても、「三井住友銀行」等2社2行から融資をいただきました。これらの新規融資による開発物件のうち、投資用ワンルームマンション『グランドコンシェルジュ白金高輪アジュールコート』は2月竣工後、販売会社との間で戸別決済を開始しており、分譲用ファミリーマンション『グランアジュール大倉山』は数戸について売上計上が4月にずれこむものの、全戸販売契約を完了しており、両物件とも当期中の全戸売上計上は確実と認識致しております。

また、第15期(平成23年7月～平成24年6月)以降の売上計上予定物件としては、投資用ワンルームマンション物件として「代々木PJ」「両国PJ」「馬込PJ」「方南町PJ」「馬込PJ」の5物件並びに分譲用ファミリーマンションとして「大島PJ」「大森PJ」の2物件、計7物件の開発用地を購入済みであり、投資用ワンルームマンションについては全て販売先を確定させております。このように、当社リスタート計画は堅調に完遂されたものと当社は認識いたしております。

当第3四半期におきましては、当第2四半期までの自社開発物件の売上計上がない状況から一転し、前述のとおり、当第3四半期に竣工いたしました分譲用マンション3棟及び投資用ワンルームマンション1棟の販売が開始いたしております。

この結果、当第3四半期会計期間における当社の業績は、売上高は2,451百万円(前年同四半期比45.3%増)、営業利益443百万円(前年同四半期比373.6%増)、経常利益417百万円(前年同四半期比491.7%増)、四半期純利益417百万円(前年同四半期比510.9%増)と黒字転換を果たすとともに売上総利益率も大きく向上させることができました。

各事業内容別の業績は以下のとおりであります。なお、当社は、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、不動産事業内容別に記載しております。

(不動産開発事業)

分譲用ファミリーマンション並びにコンパクトマンション(60戸)及び投資用ワンルームマンション(5戸)の販売により売上高2,399百万円(前年同四半期比216.9%増)となりました。

(不動産仕入販売)

前期より継続しておりました新築残戸ファミリーマンションの買取再販による1物件(2戸)の完売により、売上高37百万円(前年同四半期比95.8%減)となりました。

(その他)

不動産賃貸業等により、売上高14百万円(前年同四半期比60.6%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産残高は、前期末に比べ2,038百万円増加し、5,855百万円となりました。これは主として新規開発物件の完成・販売開始に伴い販売用不動産が1,206百万円、新規開発用土地等の購入に伴い仕掛販売用不動産が772百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前期末に比べ1,990百万円増加し、4,841百万円となりました。これは主として当第3四半期会計期間において竣工した新規開発物件の増加に伴い、買掛金が653百万円並びに短期借入金が235百万円及び長期借入金が1,652百万円それぞれ増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が444百万円及び未払消費税等が130百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前期末に比べ48百万円増加し、1,014百万円となりました。これは主として当四半期純利益109百万円の計上に伴う株主資本の増加と、利益剰余金の配当63百万円の計上に伴う株主資本の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前期末に比べ141百万円減少し、1,250百万円となりました。

当第3四半期会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、304百万円(前年同四半期は38百万円の獲得)となりました。これは主に、たな卸資産(販売用不動産)が既存の不動産開発物件の完成により増加した一方で、新規開発物件の完成に伴い建設会社等への買掛金が大幅に増加したことや、税引前四半期純利益を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、112百万円(前年同四半期は8百万円の支出)となりました。これは主に、取引先への融資による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、297百万円(前年同四半期比4.5%減)となりました。これは主に、不動産開発事業に関する新規借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、または改善するための対応策

当社は、「会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」の改善のため、金融機関と適時に情報交換を行うとともに必要に応じて事前に個別協議を行っており、開発・販売期間等を考慮した返済期限延長の方向で、基本的な認識を得ております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期会計期間末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。
また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000
計	160,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,286	44,286	大阪証券取引所 JASDAQ市 場 (スタンダード)	単元株制度を採用していない ため、単元株式数はありません。
計	44,286	44,286		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成17年10月28日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,217
新株予約権の行使期間	自平成19年10月29日 至平成27年10月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,217 資本組入額 10,609
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成18年11月1日をもって、1株を3株に分割しております。

5 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。

平成18年4月28日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	540
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667
新株予約権の行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,667 資本組入額 33,334
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成18年11月1日をもって、1株を3株に分割しております。

5 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	149
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	298
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,689
新株予約権の行使期間	自平成22年8月8日 至平成25年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,689 資本組入額 16,845
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由の存する場合は地位喪失後6ヶ月以内(ただし行使期間内に限る)または権利行使期間開始日より6ヶ月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなしうるものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。
3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成21年7月1日をもって、1株を2株に分割しております。
5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
(1)交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
(2)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
(3)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案の上、1株当たり行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。
(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (9) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

平成21年9月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,090
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,000
新株予約権の行使期間	自平成24年3月12日 至平成25年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,000 資本組入額 13,000
新株予約権の行使の条件	(1)権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 (3)その他の行使の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、退職によって権利を喪失したことにより消却した数を控除しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、株式分割や株式併合を行う場合、適宜調整するものといたします。

3 新株予約権の行使時の払込金額は、発行日以降、株式の分割または併合を行うときは、次の算式により調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価格で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものといたします。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案の上、1株当たり行使価額を調整して得られる再編成後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得に関する事項

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(9)その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年3月31日	-	44,286	-	705,083	-	105,295

(注) 発行済株式総数、資本金、資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,832		
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,454	42,454	
単元未満株式			
発行済株式総数	44,286		
総株主の議決権		42,454	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アーバネット コーポレーション	東京都千代田区二番町 5番地6	1,832		1,832	4.13
計		1,832		1,832	4.13

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	28,000	27,500	25,400	23,200	23,500	28,800	29,000	28,550	28,600
最低(円)	24,520	24,000	22,100	21,500	21,510	22,900	26,300	26,500	17,800

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,318,498	1,391,771
販売用不動産	² 1,332,588	² 126,043
仕掛販売用不動産	² 2,612,868	² 1,840,157
仕掛品	7,440	-
貯蔵品	14,683	9,266
その他	151,905	62,577
流動資産合計	5,437,986	3,429,816
固定資産		
有形固定資産	^{1, 2} 213,694	^{1, 2} 220,550
無形固定資産	18,403	24,437
投資その他の資産	² 185,716	142,179
固定資産合計	417,814	387,167
資産合計	5,855,800	3,816,983
負債の部		
流動負債		
買掛金	792,917	139,253
短期借入金	² 271,892	² 36,000
1年内返済予定の長期借入金	² 1,585,762	² 2,030,660
未払法人税等	2,710	2,788
賞与引当金	13,767	-
その他	194,003	314,812
流動負債合計	2,861,053	2,523,514
固定負債		
長期借入金	² 1,974,657	² 322,005
その他	5,529	5,105
固定負債合計	1,980,186	327,110
負債合計	4,841,239	2,850,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	705,083	705,083
資本剰余金	199,204	199,204
利益剰余金	144,364	98,949
自己株式	39,806	39,806
株主資本合計	1,008,845	963,430
新株予約権	5,714	2,928
純資産合計	1,014,560	966,359
負債純資産合計	5,855,800	3,816,983

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	9,227,954	3,567,082
売上原価	8,430,578	2,719,369
売上総利益	797,375	847,713
販売費及び一般管理費	595,004	654,055
営業利益	202,370	193,657
営業外収益		
受取利息	194	8,046
保険解約返戻金	4,008	-
投資事業組合運用益	2,077	3,206
その他	1,066	770
営業外収益合計	7,347	12,023
営業外費用		
支払利息	73,418	69,334
支払手数料	-	22,594
株式交付費	9,240	-
その他	12,957	-
営業外費用合計	95,616	91,929
経常利益	114,102	113,751
特別利益		
固定資産売却益	573	-
特別利益合計	573	-
特別損失		
固定資産売却損	519	-
固定資産除却損	1,504	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,943
特別損失合計	2,023	3,943
税引前四半期純利益	112,652	109,808
法人税、住民税及び事業税	712	712
法人税等調整額	1,086	-
法人税等合計	374	712
四半期純利益	113,026	109,096

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1,687,917	2,451,751
売上原価	1,380,100	1,760,192
売上総利益	307,817	691,559
販売費及び一般管理費	214,215	248,289
営業利益	93,601	443,269
営業外収益		
受取利息	63	7,970
その他	326	212
営業外収益合計	389	8,182
営業外費用		
支払利息	17,666	27,008
支払手数料	5,695	6,543
営業外費用合計	23,361	33,551
経常利益	70,630	417,900
特別損失		
固定資産売却損	519	-
固定資産除却損	1,504	-
特別損失合計	2,023	-
税引前四半期純利益	68,606	417,900
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等合計	237	237
四半期純利益	68,369	417,663

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	112,652	109,808
減価償却費	16,635	12,822
貸倒引当金の増減額（は減少）	390	-
賞与引当金の増減額（は減少）	13,061	13,767
株式交付費	9,240	-
投資事業組合運用損益（は益）	2,077	3,206
固定資産除却損	1,504	-
固定資産売却損益（は益）	53	-
受取利息及び受取配当金	194	8,046
支払利息	73,418	69,334
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,943
たな卸資産の増減額（は増加）	4,615,197	1,992,114
仕入債務の増減額（は減少）	1,918,639	653,663
未払消費税等の増減額（は減少）	-	130,673
その他	77,308	13,312
小計	2,998,441	1,284,013
利息及び配当金の受取額	194	8,046
利息の支払額	66,670	73,385
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	12,705	364
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,944,671	1,349,716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	18,000	68,000
有形固定資産の取得による支出	4,285	-
有形固定資産の売却による収入	1,478	63
敷金及び保証金の回収による収入	2,800	280
その他	-	103,970
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,006	171,627
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	15,000	235,892
長期借入れによる収入	902,000	1,995,000
長期借入金の返済による支出	3,684,645	787,246
株式の発行による収入	194,550	-
自己株式の取得による支出	20,010	-
配当金の支払額	33,847	63,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,626,951	1,380,071
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	299,713	141,272
現金及び現金同等物の期首残高	1,006,673	1,391,771
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,306,387	1,250,498

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ546千円、税引前四半期純利益は4,489千円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成23年3月31日)
(四半期損益計算書関係)	前第3四半期累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期累計期間の営業外費用「その他」に含まれる「支払手数料」は10,177千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成23年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	当第3四半期累計期間に係る固定資産の減価償却の算定において、定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 56,150千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 49,862千円
2 担保に供している資産は次のとおりであります。	2 担保に供している資産は次のとおりであります。
販売用不動産 1,022,420千円	販売用不動産 51,349千円
仕掛販売用不動産 2,536,516千円	仕掛販売用不動産 1,694,258千円
建物 98,005千円	建物 57,620千円
土地 75,373千円	土地 13,571千円
出資金 60,173千円	計 1,816,799千円
計 3,792,489千円	
担保付債務は次のとおりであります。	担保付債務は次のとおりであります。
短期借入金 271,892千円	短期借入金 36,000千円
1年内返済予定の	1年内返済予定の
長期借入金 1,562,196千円	長期借入金 2,003,996千円
長期借入金 1,904,662千円	長期借入金 313,109千円
計 3,738,750千円	計 2,353,105千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 99,528千円	広告宣伝費 165,395千円
販売促進費 22,462千円	業務委託費 85,400千円
給料手当 157,230千円	給料手当 127,432千円
役員報酬 34,935千円	役員報酬 41,085千円
賞与 16,334千円	賞与 25,414千円
賞与引当金繰入額 13,061千円	賞与引当金繰入額 13,767千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 30,052千円	広告宣伝費 45,056千円
販売促進費 2,219千円	業務委託費 71,345千円
給料手当 54,499千円	給料手当 41,889千円
役員報酬 9,585千円	役員報酬 15,750千円
賞与引当金繰入額 13,061千円	賞与引当金繰入額 13,767千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,346,387千円	現金及び預金 1,318,498千円
預入期間が3か月超の定期預金 40,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 68,000千円
現金及び現金同等物 1,306,387千円	現金及び現金同等物 1,250,498千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	44,286

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	1,832

3 新株予約権等の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高 (千円)
-	-	5,714

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月12日 臨時取締役会	普通株式	63,681	1,500	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

当社は、投資用・分譲用マンションの開発・仕入及び販売を主体とする不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期財務諸表への影響額に重要性はありませんので、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
23,763.27円	22,693.52円

2 . 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2,946.96円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,920.93円	1株当たり四半期純利益金額 2,569.75円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,546.17円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	113,026	109,096
普通株式に係る四半期純利益(千円)	113,026	109,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	38,353	42,454
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	341	393
普通株式増加数(株)	341	393
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日臨時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成21年9月25日臨時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,610.43円	1株当たり四半期純利益金額	9,838.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,594.21円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9,710.40円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	68,369	417,663
普通株式に係る四半期純利益(千円)	68,369	417,663
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	42,454	42,454
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 新株予約権	431	558
普通株式増加数(株)	431	558
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日定時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議) 会社法に基づき発行した新株予約権(平成19年9月27日定時株主総会決議) これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月13日

株式会社アーバネットコーポレーション

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 牧 野 隆 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 野 俊 治
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月12日

株式会社アーバネットコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 牧野 隆一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバネットコーポレーションの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年7月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバネットコーポレーションの平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。